

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
1	福祉相談の充実	市民等からの相談に対して、制度等の情報提供や専門の相談窓口の案内等を行うとともに、必要に応じて関係各課、関係機関と連携した支援を行います。 また、様々な事情により、経済的に困窮し、生活や仕事等に関する相談に専門の相談員が自立に向けた相談支援を行います。	社会福祉課	修正
2	障がい福祉に関連する相談支援体制の整備	基幹相談支援センター、委託相談事業所の設置により、障がいのある人や家族、支援機関等からの様々な種類の相談に対応していきます。	障害福祉課	修正
3	「基幹相談支援センター」の周知及び機能の充実	基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核として、総合・専門的な相談や、相談支援事業所への指導・助言等を行います。休日や夜間の緊急時等のため、24時間相談に対応できる体制を整備します。 基幹相談支援センターの機能の充実について、調査・研究を進めます。	障害福祉課	修正
4	相談体制継続のための整備	相談支援事業所が事業を継続するための環境整備について、基幹相談支援センターと連携しながら検討します。 また、相談支援専門員の育成を図るため、既存事業者や新規参入希望者に対し養成研修等の情報提供を行います。	障害福祉課	修正
5	「こころの健康相談」の実施	精神科医師や精神保健福祉士による、こころの健康相談を実施します。	障害福祉課	継続
6	発達障がいに関する相談体制の整備等	発達障がいに関して相談を希望する人が地域で相談できる支援体制の拡充を図ります。 また、県が設置している発達障害者支援センターCAS（キャス）と連携・活用して発達障がいの早期発見・早期支援に努め、必要に応じた情報提供を行っていきます。	障害福祉課	継続
7	地域における相談支援体制の強化の取り組み	基幹相談支援センターを中心として、地域の相談支援体制を強化できるよう、相談支援事業所のバックアップや、障害福祉サービス事業所同士の連携強化、地域とのネットワーク強化に取り組みます。	障害福祉課	新規
8	障がい当事者同士の交流・相談の場の確保	身体障害者相談員・知的障害者相談員の配置により、障がいのある人や家族等からの相談に対応していきます。 障がいのある人同士が交流できる場を確保し、社会参加や問題の解決等を支援するための、ピアサポート活動を促進します。	障害福祉課	新規
9	ICT（情報コミュニケーション）機器活用の促進	障害者地域活動支援センターで身体・知的・精神障がいのある人を対象に講座を実施し、障がいのある人及び家族の情報取得技術の向上を図ります。	障害福祉課	修正
10	情報バリアフリーの促進	情報コミュニケーション技術の急速な進展に対応するため、各種講習会、講座の開催などによる障がいのある人の技能の向上と、障がいのない人との情報格差の縮小を図ります。	障害福祉課	修正

11	視覚障がいのある人に配慮した情報提供の充実		音訳ボランティア等が広報しろいなどの発行物を音訳する活動を支援します。また、音訳したCDを希望者に配付するほか、YouTube等で配信し、誰でも自由に試聴できる機会を提供します。	秘書課	修正
12	図書館での障がいのある人へのサービス		視覚障がいのある人、肢体不自由児者などの図書館の利用が困難な市民に対し、必要な情報提供を行うとともに、その読書要求に応えます。	文化センター(図書館係)	修正
13	高次脳機能障がいのある人への支援		県で実施する高次脳機能障がいのある人への支援の取り組み（県高次脳機能障害支援拠点機関等）を活用しながら、関係機関との連絡調整や情報提供などに努めます。	障害福祉課	継続
14	ホームページのアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上		市ホームページについて、導入している閲覧者支援ツール（文字の大小・色の変更）に頼るだけではなく、職員がアクセシビリティチェックツールを活用し、視覚（色覚）障がい者をはじめ、誰もが閲覧しやすいホームページ作成に努めます。	秘書課	修正
15	給付・助成・サービス等に係る情報の適時かつ適切な方法での発信		障がいのある人やその家族等が受けられる給付・助成・サービス等についての情報をより確実に伝えるため、内容・対象者・緊急性等に応じて、広報紙・市ホームページ・個別通知・窓口配布（保健福祉ガイドブックやパンフレット類）・メール配信等の中から最適な方法を選択し、時機を逃さずに発信します。	障害福祉課	修正
16	家族への支援		障がいのある人の家族に対して、講演会・研修会等を開催し、障がいの理解のための情報提供をすることで家族支援を図ります。	障害福祉課	継続
17	子どもの家族への支援		ペアレント・プログラムを開催し、子どもへの関わり方や考え方を学ぶことで、育児負担の軽減を図ります。	障害福祉課	継続
18	障がい理解の推進		職員及び教職員を対象とした、障がい理解及び合理的配慮に関する研修の参加の機会を設け、その充実を図ります。 本市からの情報発信やイベントが、誰にでもわかりやすく参加しやすいものになるよう、障がいに合わせた配慮について関係各課に周知し、連携して取り組みます。	障害福祉課	新規
19	オンライン予約システムの活用		こころの健康相談について、空き状況の確認や予約に、LINEを活用します。 こども発達センターの個別療育の予約や、一部の通知に、LINEを活用します。	障害福祉課	新規
20	情報共有システムの活用		情報共有システムを活用し、児童発達支援・放課後等デイサービスを利用する児童の支援者同士の情報共有を推進します。	障害福祉課	新規
21	「成年後見制度」の利用促進		意思表示が困難な障がいのある人の権利を擁護するため、成年後見制度やその相談窓口の周知と利用の支援に努めます。また中核機関として地域連携ネットワークの構築に向けた検討を行います。	障害福祉課	修正
22	日常生活自立支援事業及び成年後見事業の推進		在宅で日常生活を送る上で十分な判断ができない人や体の自由がきかない人が地域で安心して生活できるように支援する日常生活自立支援事業及び成年後見事業を推進します。	社会福祉協議会	継続
23	福祉サービスの利用に係る苦情等への対応		本市が提供する福祉サービスについての苦情に適切に対応できるよう、市福祉施設サービス苦情相談員の協力も得て利用者の意向を把握し解決に努めます。また、民間事業者が提供する障害福祉サービス等についての苦情に対しては、当事者の訴えをよく聞き、事実確認等を行った上で、必要に応じて千葉県運営適正化委員会等の関係機関と連携し、速やかな解決を図ります。	障害福祉課	継続
24	まちづくりへの参画の促進		障がいのある人やその家族、障がい者支援事業所等の意見等を各種施策に的確に反映させるため、市と関係者が協働で計画の策定や進捗状況の把握に努めます。	障害福祉課	継続
25	投票しやすい環境の整備		期日前投票所及び各投票所に簡易スロープ、点字器、点字氏名掲示、車いす、老眼鏡、文鎮などを設置するとともに、必要に応じて職員が代理投票（本人の意思を2人の職員で確認した上で代筆する。）を行い、障がいのある有権者が投票しやすい環境づくりを進めます。	選挙管理委員会	継続
26	障がいのある人の虐待防止等対策		障がいのある人への虐待について、障害者虐待防止センターにおいて、家庭等における暴力対策ネットワーク会議に基づいた対応や相談・支援により、虐待の防止、早期発見・早期対応に努めます。	障害福祉課 子育て支援課	継続
27	障がいのある人に対する差別解消の推進		障がいのある人への差別や合理的配慮の不提供について、相談・支援により、差別の解消、合理的配慮の提供の推進を図ります。	障害福祉課	継続

28	障がい理解の推進		本市からの情報発信やイベントが、誰にでもわかりやすく参加しやすいものになるよう、障がいに合わせた配慮について関係各課に周知し、連携して取り組みます。	障害福祉課	新規
29	子育て親子のたまり場事業		子育て親子が気軽に集い交流を図れるようにするため、児童館での活動の場を充実させます。障がいがある子どもがいる保護者が家庭に引きこもりがちになる現状を踏まえ、障がいの有無にかかわらず誰もが利用できる環境づくりを推進します。	子育て支援課	新規
30	地域交流の推進		白井市障害者支援センターにて開催する地域交流イベントについて周知や、公共施設や行事等を活用し、市民との交流や障がい理解を促進します。	障害福祉課	新規
31	「ふれあい広場チャレンジパーソンスポート」の推進		他団体との共同で開催している「ふれあい広場チャレンジパーソンスポート」への障がい当事者の参加を促進し、社会参加の実現を図ります。	障害福祉課	継続
32	支援者同士の交流・意見交換の場づくり		①幼稚園・保育園・こども園の職員と、児童発達支援事業所の職員との意見交換会を開催し、相互理解の促進・発達支援の質の向上につなげます。 ②障害児通所事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）の職員が交流する機会を提供し、相互理解の促進・発達支援の質の向上につなげます。	障害福祉課	新規
33	障がい児者団体の育成・支援		障害者地域活動支援センター、地域福祉センターを中心として、障がい児者関連団体の活動の場の提供や育成を図り、当事者団体相互の連携の強化とネットワークづくりを推進します。また、「自発的活動支援補助金」等の活用により、団体の活動を支援します。	障害福祉課	修正
34	指定障害福祉サービスの推進		障がいのある人の自立の支援・促進や介護者・支援者の負担の軽減を図るため、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスに属する各事業の推進を図ります。また、県の指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する市町村意見申出の制度を利用し、本市のニーズを反映したサービス提供の推進を図ります。	障害福祉課	継続
35	補装具費の支給		身体上の障がいを補い、日常生活を容易にする補装具の費用を給付し、自立生活の支援・充実を図ります。	障害福祉課	継続
36	地域生活支援拠点等の機能の充実		多様化・複合化する福祉問題を抱える障がい者が地域で安心して暮らせるよう、地域生活支援拠点等に必要な、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会の場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの各機能が発揮されるよう、地域自立支援協議会等での検討を行い、機能の充実を図ります。	障害福祉課	修正
37	障害者地域活動支援センターの充実		地域生活をしている障がいのある人が、生き生きとした生活を送れるよう、定期的な講座や障がいの有無に	障害福祉課	継続
38	地域生活支援事業の推進		地域で暮らす障がいのある人の自立・日常生活の支援及び介護者の負担の軽減のため、個々のニーズに合つ	障害福祉課	継続
39	小児慢性特定疾患児の日常生活用具の給付		小児慢性特定疾患児に特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。	障害福祉課	継続
40	コミュニケーションの支援		障がいのある人の外出機会を拡大するため、意思疎通支援事業を活用して、支援員や手話通訳者等を派遣し、	障害福祉課	修正
41	福祉人材の確保のため、協議の場の設置		福祉人材の確保を図るため、現状の状況把握と情報交換を行うため、協議の場を設けます。	障害福祉課	新規
42	母子保健事業の推進		新生児訪問、乳児育児相談、1歳6か月及び3歳児健康診査の際に医師等による内科診察・健康相談等を行	健康課	継続
43	ライフサポートファイルの活用		障がいのある児童やその保護者が、年代ごとや支援機関ごとの支援を一貫して継続的に受けられるようす	障害福祉課	修正
44	発達に関する相談・療育の実施		心身の発達に心配のある児童の状況に応じて、グループ療育、個別療育などを行い、心身の発達を支援しま	障害福祉課	継続

45	各種健（検）診事業の実施	障がいがあっても受診しやすい環境づくりを心がけ、各種がん検診及び特定健康診査等を受診し、自らの健康を管理するための各種検査等を実施します。	健康課 保健年金課	継続
46	歯科口腔保健の推進	障がい者（児）の口腔機能を維持するため、歯科保健指導や歯科健康診査を実施します。	健康課 障害福祉課	継続
47	感染症発生時の支援	重大な感染症の発生時には、障がいのある人や障害福祉サービス等事業所に対する必要な支援を迅速に行います。	障害福祉課	継続
48	健康相談の実施	障がいのある人、難病患者及びその家族を含む市民を対象に、相談を実施し、必要に応じて適切な医療が受けられるよう、専門家による相談を行います。	健康課	継続
49	医療機関情報等の提供	市民が病院の場所や診療時間、休診日、急病時の対応などを知り、安心して生活を送れるよう、広報紙、ホームページ等で情報を発信します。	健康課	継続
50	ライフサポートファイルの活用〔再掲〕	障がいのある児童やその保護者が、年代ごとや支援機関ごとの支援を一貫して継続的に受けられるようにするため、各機関間で情報連携を図ります。	障害福祉課	修正
51	保育所等における受入れの推進	市内保育所等における障がい児の入所受入体制の充実に努め、一人ひとりの個性や適性に応じた保育を行います。 また、保護者の就労の有無に問わらず障がい児が保育・幼児教育を受けられるよう、児童発達支援事業所を通じて、児童の個性や適性に応じた教育ができるよう、教育支援委員会など相談体制の整備を図ります。	保育課	修正
52	就学相談の充実	一人ひとりの障がい、能力、適性等に応じた教育ができるよう、施設・設備の充実や学級の開設を図り、必要に応じて介助員を配置します。	教育支援課	継続
53	通級による指導教室（ことばの教室）の充実	言語に障がいのある児童が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら障がいの状態に応じて特別な指導を受けるため、通級による指導教室（ことばの教室）を実施します。	教育支援課 学校政策課	継続
54	個別支援学級（特別支援学級）の充実	障がいの種類や程度に応じた教育ができるよう、施設・設備の充実や学級の開設を図り、必要に応じて介助員を配置します。	教育支援課 学校政策課	継続
55	教職員の研修の充実	教職員の障がい者（児）理解を深めるため、研修等の充実を図ります。 また、個別支援学級（特別支援学級）担任の各種研修を充実させ、担当教諭の資質の向上に努めます。	教育支援課	継続
56	学齢期の子どもの療育の充実	障がいのある小中高生に生活能力向上のために必要な訓練等を行うため、放課後等デイサービス事業所へ障害児通所給付費の支給を行います。	障害福祉課	修正
57	交流および共同学習の充実	各学校の計画に基づき、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流および共同学習を推進します。	教育支援課	継続
58	障がい者理解の促進	小中学校において、障がい者理解のため、ボランティア活動や福祉活動などの充実を図るとともに、障がい者理解の学習や障がいのある人との交流及び共同学習等を進めるなどの福祉教育を推進します。	教育支援課	継続
59	放課後児童クラブ（学童保育）における受入体制の整備	市内学童保育所において、障がいのある児童の受入れを行います。	保育課	継続
60	障がい者雇用への理解の促進	市地域自立支援協議会に就労支援部会において、事業者も参加して協議することなどにより、障がい者雇用についての事業者の理解促進を図ります。	障害福祉課	修正
61	連携の推進・強化	公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センターとの連携を推進・強化し、相談と情報提供など、適切な対応を図ります。また、特別支援学校、障害福祉サービス事業所、事業主等の関係機関と連携することにより、横断的に相談や指導の体制を支援します。	障害福祉課 産業振興課	修正
62	一般就労の支援	就労支援員を配置し、一般就労に向けた相談に応じます。また、チャレンジドオフィスで知的障がいや精神障がいのある人を雇用し業務を行うことで一般就労へ向けた支援を行うほか、特別支援学校の生徒や障害者就労支援事業所へ通所する人に対し職場実習の機会を提供します。	障害福祉課	継続
63	公共機関における障がい者雇用の推進	市役所、図書館などの公共施設において、障がいのある人の雇用を推進し、法定雇用率以上の雇用に努めます。	人事課	継続
64	就労継続支援事業の利用促進	福祉的就労の機会を拡大するため、市福祉作業所における就労継続支援事業を運営するとともに、市内外の就労継続支援事業所の情報を積極的に提供し、利用を促進します。	障害福祉課	修正
65	「優先調達」の推進	白井市障害者就労施設等からの物品等の調達方針の内容を、調達実績とともに公表します。また、市の各課に市内就労施設等が供給できる物品等について情報提供し、物品等調達額の増加に努めます。	障害福祉課	継続
66	外出支援対策の推進	障がいのある人の外出機会を拡大するため、福祉タクシー事業や地域生活支援事業の移動支援事業の推進のほか、福祉車両の貸し出しや認定福祉ドライバーの養成など、地域のニーズに合ったサービスの充実を図ります。	障害福祉課 高齢者福祉課	修正

67	気軽に利用できる地域公共交通の整備	単独での外出はできるものの、自家用車を自由に使うことができない人の外出機会を確保するため、コミュニティバス等の既存の公共交通機関や新たな移動手段をそれぞれの特性を生かして組み合わせ、気軽に利用できる地域公共交通を整備します。	都市計画課	修正
68	スポーツ・文化・芸術等活動の支援・促進	障がいのある人も気軽に参加しやすい行事、講座、教室や、指導者の育成、学校体育施設の開放、サークル活動への参加相談を実施しスポーツ・文化芸術・レクリエーション活動を支援・促進し、社会参加・利用促進を図ります。	障害福祉課 生涯学習課	継続
69	「ふれあい広場チャレンジパーソンスポート」の推進	「ふれあい広場チャレンジパーソンスポート」への障がい当事者の参加を促進し、社会参加の充実を図ります。	障害福祉課	継続
70	理解の啓発推進	障がい理解のための情報を、広報紙、ホームページ等への掲載や講演会・研修会等の開催、福祉サマースクールなどによって提供し、障がいについての知識の普及啓発を推進します。	障害福祉課 社会福祉協議	継続
71	障害者週間行事の開催	障害者週間（12月3日～9日）に合わせて、障害者週間行事を開催します。	障害福祉課	継続
72	職員等の研修機会の充実	職員及び教職員を対象とした、障がい理解及び合理的配慮に関する研修の機会を設け、その充実を図ります。	人事課 障害福祉課 教育支援課	継続
73	ボランティアセンター活動の強化	ボランティア活動や福祉NPO活動を支援するとともに、ボランティアを必要とする人との間をつなぐボランティアセンターの充実を図ります。	社会福祉協議会	継続
74	ボランティアの育成	ボランティアセンターなどにおいて障がいのある人とのコミュニケーションの方法、人権擁護意識についての学習等専門的な研修等を行い、多様なニーズに対応できるようボランティアの育成を図ります。また、組織的に活動しやすい環境整備を進め、継続的な活動を促進します。	社会福祉協議会 障害福祉課	継続
75	ボランティア情報の充実	広報紙「社協しろい」やホームページ、ボランティアセンター情報紙で障がい者ニーズ等の紹介を行い、住民啓発とボランティア登録者の増強を図ります。また、手話・朗読等の障がい者関連の各種講座の開催につき、広く情報提供を図ります。	社会福祉協議会	継続
76	地域ぐるみ福祉ネットワーク事業の促進	地区社会福祉協議会（市内9地区）による「いきいきサロン」など、地域の特性を活かした地域ぐるみ福祉ネットワークの促進を図ります。	社会福祉協議会	継続
77	都市公園の環境整備	障がいのある人を含めた全ての利用者が、安全で快適に利用できる都市公園の環境整備を推進します。	都市計画課	継続
78	公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	身体障がい者等の自立と積極的な社会参加を支援・促進するため、誰もが利用する建築物において、高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）と千葉県福祉のまちづくり条例に基づき身体障がい者等が安全に安心して利用できるような整備を推進します。	公共施設マネジメント課 教育総務課	継続
79	民間建築物における福祉的配慮の推進	千葉県福祉のまちづくり条例の対象となる公益的施設等の新設や改修を行う場合は、誰もが利用しやすい施設となるように配慮の協力ををお願いするとともに、県が実施する施策に協力していきます。	建築宅地課	継続
80	交通安全施設等の整備	障がいのある人や高齢者が道路を安全に通行できるよう、歩道の新設、視覚障がい者誘導ブロックの敷設、歩道の段差や勾配の改良、音響式信号機設置の要望等を、関係機関と協力しながら計画的に推進します。	道路課	継続
81	路上放置物等障害物の解消	障がいのある人が歩道を安全に安心して通行できるよう、関係機関と協力して不法占有物の撤去を行うとともに、歩行空間の確保に努めます。	道路課	継続
82	住宅増改築相談の実施	障がいのある人が生活しやすい住宅の整備を進められるよう、住宅増改築相談の充実と推進に努めます。	建築宅地課	継続
83	住宅改造費助成制度の推進	障がいのある人が自宅で快適に生活できるよう、浴室、トイレ、廊下等の改造に要する費用の一部を助成し、自立および介助に適した環境の整備を支援します。	障害福祉課	継続
84	犯罪被害防止の普及	防犯情報をホームページやメール等で発信するほか、障がいのある人が犯罪被害に遭わないための知識を習得できるよう、なるほど行政講座「防犯・交通安全講話」を実施します。	市民活動支援課	修正
85	防災知識の普及	障がいのある人及び支援者等の防災に関する知識の普及を図るために、市広報紙、防災講話等による啓発を行います。	危機管理課	継続

86	避難行動要支援者支援策の推進	避難行動要支援者名簿の整備・項目の加除を行い、避難支援等関係者と情報共有を図ります。また、要支援者の個別避難計画の策定を進めます。	危機管理課	継続
87	災害時応援協定の推進	災害発生に必要となる福祉用具等の確保、移動手段の確保について、関係機関とあらかじめ供給協定の締結等を行い支援体制の整備に努めます。	危機管理課 社会福祉課 障害福祉課 高齢者福祉課	修正
88	福祉避難所の体制整備	障がいがあり、一般の避難所では生活が困難な人が安心して避難生活を送れるよう、指定福祉避難所の体制整備及び協定福祉避難所との連携を強化します。受け入れ基準の整理や人員体制確保策の検討、開設訓練や個別避難計画に従った避難訓練等を行います。	危機管理課 社会福祉課 障害福祉課 高齢者福祉課	修正
89	緊急時の体制の整備	救急キット、ヘルプカード、ヘルプマーク、緊急通報装置の貸与やネット119の活用により緊急時の支援活動における救援活動が円滑・迅速に実施できるよう、体制の整備に努めます。	障害福祉課 高齢者福祉課	修正
90	消費生活相談等の実施	消費生活センターで、窓口での相談の他、電話での相談も受け付ける消費生活相談を継続し、障がいのある人も含めたすべての市民の消費生活全般についての相談や苦情を受け付け、解決を支援します。また、広報紙、ホームページ、消費者だより等で消費者被害の事例情報、悪質商法の手口等に関する情報、訪問や勧誘による販売やネットショッピング等の留意点等の消費生活に関する情報提供を行うほか、ニーズに沿った消費者講座等を開催します。	産業振興課	継続

新規	10
継続	53
修正	27
	90